

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 振興課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布について
計3枚（本紙を除く）

Vol.5 1 8

平成28年2月22日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3937）
FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡

平成28年2月22日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局振興課

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

平成28年4月1日より、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）による改正事項のうち地域密着型通所介護の創設に係る部分が施行されます。

これに伴い、今般、整備法附則の規定により指定地域密着型サービス事業者の指定があったものとみなされた者の当該指定の有効期間を定めること等を内容とする「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成28年政令第45号）」が公布されました。

貴県又は貴市におかれましては、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、平成28年4月1日からの円滑な施行に向けて御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

政令第四十五号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、及び同法附則第七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（介護保険法施行令の一部改正）

第一条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。
第十五条の三第二号中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改める。

（国有財産特別措置法施行令の一部改正）

第二条 国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中「居宅サービス」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加え、同項第二号中「通所介護、短期入所生活介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第三条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の七第一項中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に改める。

（租税特別措置法施行令等の一部改正）

第四条 次に掲げる政令の規定中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

一 租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第四十条の二第二項第一号ロ

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）別表第一の四の項

三 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条第十四号

四 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第一項第一号

五 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第十号

六 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第四条第一号

七 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）第二条第四号

八 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第十四号

九 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）附則第十五条第一項第五号

十 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号）第三条第二項

（社会福祉法施行令の一部改正）

第五条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二号中「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に改め、同条第三号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

（老人福祉法施行令の一部改正）

第六条 老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「特例居宅介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加え、同条第三号中「及び同条第十七項」を「同条第十七項に規定する地域密着型通所介護及び同条第十八項」に改める。

第三条の二第三号中「第八条第十八項」を「第八条第十九項」に改める。

第四条第三号中「第八条第十九項」を「第八条第二十項」に改める。

第四条の二第二号中「夜間対応型訪問介護」の下に「地域密着型通所介護」を加え、同条第三号中「第八条第二十二項」を「第八条第二十三項」に改める。

第五条第二項中「規定する通所介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える。

第十条第三号中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に改める。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令の一部改正）

第七条 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に改める。

（介護保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第八条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十八年政令第百五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「新法第八条第十七項」を「介護保険法第八条第十八項」に改める。

附則第十四条中「第八条第二十四項」を「第八条第二十五項」に、「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める。

（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正）

第九条 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第三百七十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「及び第二十四条」を削る。

第二十条第一項中「新介護保険法第八条第二十二項」を「介護保険法第八条第二十三項」に改める。

第二十四条から第二十六条までを次のように改める。

第二十四条から第二十六条まで 削除

第二十七条中「平成十八年旧介護保険法」を「健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法」に、「新介護保険法第十三条に規定する」を「介護保険法第十三条第一項の規定により同項に規定する当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とされているもの又は同条第二項の規定により同項各号に定める当該」に改める。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十八年二月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

第二十八条中「新国保法」を「改正法附則第二十七条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。第三十条において「新国保法」という。）」に改める。

第二十九条中「新高齢者医療確保法」を「改正法附則第三十四条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。第三十一条において「新高齢者医療確保法」という。）」に改める。

第三十条中「旧特定施設」を「改正法附則第二十七条の規定による改正前の国民健康保険法（以下この条において「旧国保法」という。）第百十六条の二第一項第六号に掲げる特定施設（新国保法第百十六条の二第一項第六号に掲げる特定施設に該当するものを除く。以下この条において「旧特定施設」という。）」に改める。

第三十一条中「旧高齢者医療確保法」を「改正法附則第三十四条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（以下この条において「旧高齢者医療確保法」という。）」に「旧特定施設」を「旧高齢者医療確保法第五十五条第一項第五号に掲げる特定施設（新高齢者医療確保法第五十五条第一項第五号に掲げる特定施設に該当するものを除く。）」に改める。

（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正）

第十条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第百三十八号）の一部を次のように改正する。
目次中「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

本則に次の一条を加える。
（指定の更新に関する経過措置）

第二十七条 医療介護総合確保推進法附則第二十条第一項の規定により同項に規定する第六号新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなされた者の当該指定に係る医療介護総合確保推進法附則第二十条第一項に規定する第六号施行日後の最初の更新については、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八条の十二において準用する同法第七十条の二第一項中「六年ごと」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第二十条第二項の規定によりその効力を失うものとされた第四十一条第一項本文の指定を受けた日（この項の規定による更新を受けた場合にあつては、直近の更新前のこの項の期間の満了の日の翌日）から起算して六年を経過する日まで」とする。
附則第二条中「平成九年法律第百二十三号」を削る。

附 則

この政令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、第九条（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第二十条第一項の改正規定を除く。）の規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣	安倍 晋三
総務大臣	山本 早苗
財務大臣	麻生 太郎
厚生労働大臣	塩崎 恭久
国土交通大臣	石井 啓一
環境大臣	大塚 珠代
防衛大臣	中谷 元